

大分県立別府支援学校

災害時における事業継続計画（ＢＣＰ）

「南海トラフ地震、平成２８年に発生した熊本地震規模
の地震発生を想定」

「大分県立別府支援学校 災害時における事業継続計画（ＢＣＰ）」は、南海トラフ地震または平成２８年に発生した熊本地震規模の地震発生を想定して（下記枠内参照）、本校における災害時対応の基本方針として作成しました。発災時に、児童生徒、教職員一人一人の生命保持、心身の健康と安定及び安全の確保を最優先として行動し、学校内での混乱を最小限に抑え、適切な時期を判断し、学校再開を進めていくための方針をまとめています。

今後も基本方針にそった避難訓練、防災学習、職員防災研修の実施、また関係する分掌及び各学部学年においての検討・情報の共有を進めていきます。

想定シナリオ 南海トラフ地震及び熊本地震規模の地震発生 震度 6 強			
発生時刻：平日の午前10時		冬季1月ごろ	
人員：通常の教職員が出勤			
建物：損壊箇所多数有り			
ライフライン	電力：3日間停止	ガス：3日間停止	水道：3日間停止
	電話：不通（災害時優先回線は除く）		通信：電力が使用できれば利用可能
給食は作れない状況			

【内容】

１．基本方針	P. 2
２．対象リスクと被害の想定	P. 2
３．災害時対応業務と体制について	P. 2
・学校災害対策本部体制	
・学校災害対策本部・防災組織編成一覧	
４．災害発生後の対応について	P. 6
①在校時 火災・地震・噴火発生時における対応の流れ	
②校外時（校外学習・社会見学・現場実習・修学旅行等） 地震発生時における対応の流れ	
③休日及び夜間 地震発生時における対応の流れ	
④各場面における教職員の指示と行動	
５．学校における優先業務について	P. 19
６．災害時対策用備蓄品の保管場所	P. 21
７．災害等発生直後における意思決定について	P. 23
８．災害等発生時における措置について	P. 23
９．学校からの情報発信について	P. 24
１０．児童生徒の引き渡しについて	P. 24
１１．自主単独通学生徒の対応について	P. 24
１２．投棄及び非常時個人持ち出し袋について	P. 24
１３．避難所開設について	P. 25
１４．災害等対応時校内配置図	P. 25
１５．災害時持ち出し品リスト	P. 25
１６．学校再開に向けた対応について	P. 26
１７．資料編	P. 27
①児童生徒緊急時引き渡しカード	
②児童生徒引き渡し確認名簿	
③災害用伝言ダイヤルの利用方法	
④防災気象情報をもとに取るべき行動	
⑤段階的に発表される防災気象情報と対応する行動	
⑥気象庁より発表される地震に関する警報・注意報等について	
⑦気象庁より発表される津波に関する警報・注意報等について	
⑧気象庁より発表される火山に関する警報・予報について	
⑨防災減災チェックリスト	
⑩その他 別府支援学校周辺災害避難所マップ等	

1. 基本方針

- I. 児童生徒、教職員の生命の保持、心身の健康と安定及び安全を確保する。
- II. 保護者への確実な引き渡しを行う。
- III. 正確な情報を収集し、迅速な判断を行う。
- IV. 適切な時期を判断し、授業の早期再開をめざす。

震度6強とは

- ・立っていることができず、這わないと動くことができない。
- ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- ・壁のタイルや窓ガラスが破損・落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
- ・地割れが生じることがある。

2. 対象リスクと被害の想定

- ・南海トラフ地震及び熊本地震規模の地震発生 震度6強

3. 災害時対応業務と体制について

【学校災害対策本部体制】

分 担	職 名	分 担	職 名
本部長	校長	本部員	生徒指導部主任
第一副本部長 (本部長代理)	教頭		小学部主事
第二副本部長	統括事務長		中学部主事
本部員	防災教育 コーディネーター		高等部主事
			寄宿舎チーフ

【令和4年度 学校災害対策本部・防災組織編成一覧】

	班 名	担 当 部 署	災害時の任務概要
①	本部 (災害対策本部長)	校長	【本部総括】 ・ 防災組織の全体指揮、判断及び決定 ・ 今後の動向・対応検討、協議、決定 《掌握》 * 災害情報 * 児童生徒状況 * 避難先 * 避難経路 * 救急搬送 * 火災状況 * 安否確認 * 近隣学校対応 * 保護者への対応
	本部 (災害対策副本部長)	第一副本部長 教頭	【本部長補佐】 ・ 校内への報知（放送・伝達）及び避難状況 ・ 安否確認等の把握 ・ 緊急連絡メールの発信 《掌握》 * 災害情報 * 児童生徒状況 * 避難先 * 避難経路 * 救急搬送 * 火災状況 * 安否確認 * 近隣学校対応 * 近隣学校間連絡 * 保護者への対応
		第二副本部長 統括事務長	【本部長補佐】 ・ 外部（県教委、マスコミ等）対応 ・ 消火班指示、鎮火状況・被害状況報告 《掌握》 * 災害情報 * 児童生徒状況 * 避難先 * 避難経路 * 救急搬送 * 火災状況 * 安否確認 * 近隣学校対応 * 保護者への対応
	本部 (全体指揮)	防災教育 コーディネーター	【本部長、第一・第二副本部長不在時の本部総括、全体指揮】 ・ 全体把握・指示 ・ 本部長、副本部長への報告 ・ 今後の動向・対応（二次避難、緊急下校、引き渡し）検討、協議、伝達、指示 ・ 教頭不在時の一斉放送 ・ 災害情報把握、揭示 ・ 被害情報把握、揭示 ・ 避難経路、避難先の決定、指示・伝達 ・ 安否確認把握 ・ 職員室在中で対応可能な職員への指示
	本部 (本部記録)	生徒指導主任	【本部対応、情報の記録、本部への伝達・揭示】 ・ 本部記録、揭示 ・ スクールバス対応 ・ 災害伝言ダイヤル対応
	本部 (学部掌握)	各学部主事 寄宿舎チーフ (当日勤務代表)	【学部掌握】 ・ 避難経路の安全確認 ・ 避難経路、避難場所指示、伝達、誘導 ・ 学部職員、児童生徒安否確認把握、本部報告 ・ 今後の動向・対応を検討、決定後、学部職員へ指示、伝達 ・ 保護者への対応指示 ・ 欠席児童生徒への対応、安否確認指示

②	通報連絡	事務室 2 名	・ 消防機関等関係機関への通報及びその確認 ・ 校内への報知（非常ベル）、警備会社への連絡
③	避難誘導保護	各学部主事 3 名 高等部学年主任 3 名 各学級担任	・ 児童生徒の安全な避難誘導と保護 ・ 学部主事は、避難経路上による誘導、安否確認、報告
			・ 学年主任は、児童生徒の引率誘導、安否確認、報告
			・ 各担任は、児童生徒の引率誘導
④	消火・点検・復旧	本部指名 4 名 寄宿舎当日勤務 2 名	・ 火災の初期消火及び各校舎の倒壊・破損場所の確認報告（2 名 1 チーム） ・ 鎮火状況・被害状況報告の把握・報告 ・ 校内（敷地内）の損傷、破損箇所等を報告→校舎平面図に記入 ・ 危険箇所対応 ・ 立入禁止マークの掲示 ・ 火災発生の場合→消火活動 ・ 消防署誘導
⑤	巡視・搜索	各学部副主事 3 名 高等部学年主任 3 名	・ 一次避難時における行方不明児童生徒の搜索及び初期救助（2 名 1 チームで行う） ・ 避難先での状況把握（責任者） ・ 児童生徒への対応指示 ・ 車イスなどの階段昇降支援を指示
⑥	救護	養護教諭 2 名	・ 救護エリアの設置、設置完了報告 ・ 負傷者の応急処置及び搬送、処置対応報告 ・ 保健室必要物品の移動 ・ 児童生徒の「応急薬」の管理 ・ 救急搬送の判断、連絡、報告 ・ 児童生徒、職員状況（ケガ、体調、パニック等）把握、報告
		看護師 2 名	・ 医ケア児童生徒の処置 ・ ケアルーム必要物品の移動 ・ 医療的ケアの処置→状況報告 ・ 救急搬送の判断、連絡、報告 ・ 医ケア児童生徒の別府発達医療センター搬送の判断、連絡、報告
		介助員 2 名	・ A E D 搬出及び救護班への受け渡し
⑦	搬出	職員室教員 2 名 事務室 2 名 寄宿舎当日勤務 1 名	・ 職員室、事務室、寄宿舎、（保健室）より非常持ち出し品の搬出及び管理
⑧	食糧	栄養士 1 名 調理員 6 名	・ 非常食のアレルギーチェック ・ 残留児童生徒人数確認、把握 ・ 食糧の数量的見極め及び確保 ・ 残留児童生徒、職員への食事準備、配膳
⑨	避難所支援	保健部 各学部 2 名	・ 残留児童生徒人数確認、把握 ・ 残留児童生徒健康観察表配布、児童生徒の健康管理 ・ シェルターの開錠及び物品搬出、配布準備、配布 ・ 仮設トイレの設置、処理、指示
⑨	避難所支援	進路指導部 各学部 2 名	・ 残留児童生徒人数確認、把握 ・ 残留児童生徒非常時個人持ち出し袋の搬出、配布 ・ 発電機の設置、発電 ・ 実習等に参加生徒がいる場合の安否確認

⑩	情報・通信	情報部 2 名	・災害に関する情報収集、本部への伝達、更新 ・交通機関の情報収集、本部への伝達、更新 ・通信手段の確保、確認 ・情報システムの復旧
⑪	児童生徒 引き渡し	生徒指導部 3 名	・各学部残留児童生徒・保護者引き渡し児童生徒掌握、本部掲示・受付・食料班・避難所支援班への連絡、情報の更新、引き渡し状況の報告
			・保護者引き渡しの受付場所の設置、設置完了報告
		各学部教員 3 名	・保護者駐車スペースの決定、誘導、交通整理 ・残留生徒管理

- * 児童生徒在校時における一次避難時の初動体制には①災害対策本部、②通報連絡班、③避難誘導保護班、④消火・点検・復旧班、⑤巡視・搜索班、⑥救護班、⑩情報・通信班があたる。その他の職員は児童生徒保護にあたる。
- * 二次避難から保護者引き渡し完了までには①災害対策本部、⑥救護班、⑦搬出班、⑧食糧班、⑨避難所支援班、⑩情報・通信班、⑪児童生徒引き渡し班があたる。各班代表以外、及び一次避難後に初動体制が完了した職員は全て児童生徒保護にあたる。
- * 通常時における備蓄品の管理：防災教育コーディネーターが行う。

4. 災害等発生後の対応について

時 間	実施する業務	担当班
発災直後	・ 火災初期対応 ・ 避難誘導 ・ 校内での不明者の搜索及び閉じ込められた者の救出 ・ 児童生徒の安否確認、声かけ、報告（担任から学年主任・各学部主事へ） ・ 情報収集（災害状況等） ・ 校内放送や伝令により連絡、情報提供 ・ 通信手段の確保 ・ 医療機関への連絡、搬送 ・ 応急救護施設 ・ 設備被害状況確認（応急点検）	④消火・点検・復旧 ③避難誘導保護 ⑤巡視・搜索 ①各担任、主事 ⑩情報・通信 ①教頭 ⑩情報・通信 ⑥救護 ④消火・点検・復旧

時 間	実施する業務	担当班
発災当日	・ 災害対策本部の設置（設置後、スクールバス運行に関する決定） ・ 施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧） ・ 教職員の安否確認、報告（⇒各部主事へ） ・ 不在の児童生徒の安否確認、声かけ、報告（担任から学年主任・各学部主事へ） ・ 校外活動及び現場実習中の生徒、学年・学部の安否確認 ・ 発電機の稼働 ・ トイレ対策（簡易トイレ・使用場所の設定） ・ 防寒・防暑対策（支援物資や衣類での調整） ・ 避難所の開設（児童生徒、保護者、地域の障害者など要支援者の受け入れ） ・ 食事の手配 ・ 児童生徒の保護者への連絡（緊急メールの発信含む） ・ 学校関係者、行政等への連絡・問い合わせ対応 ・ 「引き渡しカード」に基づく保護者への引き渡し ・ 情報システムの復旧 ・ 情報収集及び発信	①災害対策本部 ④消火・点検・復旧 ①各学部主事及び各担任 - 各学部主事・進路指導主任 ⑨避難所支援 ⑨避難所支援及び各担任 ⑨避難所支援 ⑧食糧 ①教頭及び各担任 ①統括事務長 ⑪児童生徒引き渡し ⑩情報・通信

時 間	実施する業務	担当班
翌日 ～ 3 日後	＜発災直後、発災当日の業務のうち、必要な物を継続＞ ・ ＜学校優先業務の継続（5.にて記載）＞ ・ 避難所対応の児童生徒の健康管理 ・ 教職員の健康管理 ・ 衛生管理 ・ 授業再開に向けての準備（可能な場合）	⑥救護及び教頭 ⑥救護 - 全教職員

時 間	実施する業務	担当班
4 日後～	＜3 日後までのうち、必要なものを継続＞ ・ ＜学校優先業務の継続（5.にて記載）＞ ・ 教職員の健康管理、勤務ローテーション管理 ・ 必要物資の調達、支援物資の受け入れ（都道府県・市区町村） ・ 被害箇所の復旧 ・ 学校関係者、行政等との情報共有、調整	⑥救護及び教頭 ⑨避難所支援 ④消火・点検・復旧 ①教頭

①在校時 火災発生時における対応の流れ

教職員の対応

児童生徒への指示

各班の動き

火災発生

安全確保

(全教職員)

- ・火元が近い場合はすぐ避難
- ・火災発生を全校放送で連絡
- ・初期消火（天井に届く前）

全校放送（火災発見者）

「〇〇室から火災が発生しました。児童生徒は先生の指示に従って〇〇に避難してください」

- ① **通報連絡班**：火災発見者が全校放送で連絡。
- ② **消火班**：火元に近い教職員が初期消火を行う。（火が天井に届く前まで可能であれば行うが避難最優先）

非常ベル作動

(全教職員)

- ・教室周囲の安全確認（火や煙等）
- ・（火災発生を確認）避難行動指示
- ・冷静に避難誘導を開始

校内放送

「〇〇室から火災が発生しました。児童生徒は先生の指示に従って〇〇に避難してください」

- ・姿勢を低くする指示
- ・煙を吸わない指示

- ②**通報連絡班**：校内への報知及び消防への通報、警備会社への連絡
- ④**消火班**：初期消火活動開始
- ①**第二副本部長**：消火班指示、消防署誘導、鎮火・被害状況報告

避難・安否確認

迅速な避難と安否確認

一次避難場所：正面玄関前

(全教職員)

- ・避難場所へ誘導
- ・避難前に人員の確認
- ・児童生徒及び職員の安否確認
- ・次の決定が下るまで、児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声をかける

・火災の場合、本部は避難先で設置

災害対策本部設置

- ①**災害対策本部**：安否確認、情報収集（鎮火・校内の被害状況等確認）

- ③**避難誘導保護班**：避難経路上での誘導を行う。

- ④**消火・点検・復旧班**：施設の被害状況確認。画像撮影。二組に分かれ、危険個所に立ち入り禁止措置を行い、校内の安全性を確認、本部へ報告。

- ⑤**巡視・捜索班**：校内で安否確認ができていない児童生徒の捜索にあたる。

- ⑥**救護班**：負傷者の確認とケガ人に対する応急手当を行う。必要に応じて医療機関との連携を図る。AEDの搬出及び受け渡し。医療機器の搬出。

- ⑨**避難所支援班**：発電機の搬出。

- ①**災害対策本部（学部掌握）**：各学部主事は各学部の児童生徒の避難状況を把握し、本部へ報告。

*各班は状況を本部に随時報告する。

- ・校舎内の安全が確保できた場合 ⇒ 授業再開、通常下校。
- ・校舎内の安全が確保できない場合⇒授業打ち切り・緊急下校（徒歩、スクールバス、保護者迎え）
- * 保護者の迎えが遅くなる等、下校できない児童生徒がいる場合⇒校内の避難できる場所に移動させ待機。（各教室、体育館、寄宿舎棟）

避難後の対応

授業再開
通常下校

①災害対策本部：被害状況を総合的に判断し、授業再開・通常下校または授業打ち切り、緊急下校について決定を下す。一斉メール配信にて対応措置について保護者に連絡。県教委に報告。スクールバス運行に関する対応。待機・保護児童生徒対応指示。

・順次、各教室に戻り、授業を再開。

③避難誘導保護班：一次避難場所から各教室までの移動を児童生徒に指示。引率誘導。（各担任）

- ・児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声をかける。
- ・立ち入り禁止区域に近づかないこと、今後の日程について説明する。

授業打ち切り・緊急下校決定

- * 給食調理室から出火し、給食が提供できない場合
- * 火災による校舎の消失等が甚大な場合

（各担任・担当）

- ・徒歩による下校 ⇒ 可能な場合は担任と共に教室まで荷物を取りに行き、下校。担任は下校を見送り、主事へ報告。
- ・スクールバスによる下校 ⇒ 可能な場合は担任と共に教室まで荷物を取りに行き、スクールバスにて下校。担任は下校を見送り、主事へ報告。
- ・保護者の迎えによる下校 ⇒ 可能な場合は担任と共に教室まで荷物を取りに行き、保護者と共に下校。担任は下校を見送り、主事へ報告。
- ・保護者の迎えが遅くなる、連絡が取れない場合 ⇒ 校内の避難できる場所に移動させ、保護者が迎えに来るまで担任と待機・保護。連絡が取れない場合は続ける。状況を主事へ報告。

* 残留児童生徒の担任は児童生徒掌握。保護者への引き渡し。学部主事へ報告。

③避難誘導保護班：一次避難場所から各教室までの移動を児童生徒に指示。引率誘導。（各担任）

①災害対策本部（学部掌握）：各学部主事は学部・学年の児童生徒の下校・残留状況、待機場所、引き渡し状況を把握し、本部へ報告。

⑨避難所支援班（進路指導部）：本部指示により、残留児童生徒分の非常時個人持ち出し袋を搬出、配布。

①災害対策本部：全児童生徒の下校を確認。今後の対応・翌日以降の授業措置等を検討・決定。決定事項を県教委、全職員、保護者、スクールバス運転手・添乗員に連絡、周知。

災害対策本部解散

①在校時 地震発生時における対応の流れ

教職員の対応

児童生徒への指示等

各班の動き

地震発生！！

安全確保

(全教職員)

- ・避難経路の確保（ドアをあける）
- ・自力での着用在困難な児童生徒には教職員が頭巾等を着用する
- ・火災等の二次災害の防止
- ・安心させる声をかけ続ける

校内放送

「只今、地震がありました。職員・児童生徒は次の放送があるまで安全な場所で身を守ってください」



停電の場合、拡声器等を使用して周知

- ・頭部保護の指示（机の下へ潜る、ヘルメット・頭巾を着用する指示）
- ・物が「落ちてこない」「移動してこない」「倒れてこない」場所に移動する指示

- ・長時間の揺れへの注意
- ・縦の強い揺れ

揺れがおさまる

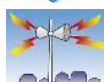
情報収集

(全教職員)

- ・避難に備え、経路の確認
- ・避難準備（車いすを手動へ）
- ・安心させる声をかけ続ける

・別府市で震度5弱以上の地震が観測された場合

校内放送（地震速報で震度発表後）
「本部関係職員は校舎の被災状況を確認しながら本部に集合してください。本部は職員室とします。職員、児童生徒は引き続き身を守る体勢を取ってください」



停電の場合、拡声器等を使用して周知

災害対策本部設置

①災害対策本部：情報収集（災害の状況、校内の被害状況、避難の有無・避難経路検討、決定事項伝達・指示

・別府市で震度4以下の地震が観測された場合

校内放送（地震速報で震度発表後）
「先程発生した地震の震度は4です。余震に注意してください。学部主事の先生は各学部の職員・児童生徒の状況を確認し、職員室に戻ってきてください」



停電の場合、拡声器等を使用して周知

授業再開
通常下校

- ・順次、各教室にて授業を再開、
- ・余震には十分注意する。

火災発生

安全確保

(全教職員)

- ・火元が近い場合すぐ避難
- ・事務室に連絡
- ・初期消火（火が天井に届く前）

校内放送

「只今、〇〇で非常ベルが作動しました。現在、原因を確認中です。次の連絡があるまでそのまま静かに待機してください」

- ②通報連絡班：校内への報知（消防への通報、警備会社への連絡）
- ④消火班：初期消火活動開始
寄宿舎当日勤務者は初期消火、避難誘導、搬出の分担をする。
避難誘導者は小学部に避難援助に向かう（2名）

非常ベル作動

(全教職員)

- ・煙等の周囲の安全確認
- ・一次避難行動指示
- ・冷静に避難誘導を開始

校内放送

「〇〇室から火災が発生しました。児童生徒は先生の指示に従って運動場に避難してください」

- ・姿勢を低くする指示
- ・煙を吸わない指示

- ②通報連絡班：校内への報知及び消防への通報、警備会社への連絡
- ④消火班：初期消火活動開始
- ①第二副本部長：消火班指示、消防署誘導、鎮火・被害状況報告

停電の場合、拡声器等を使用して周知

避難指示

(全教職員)

- ・避難経路の安全確保・確認
- ・一次避難行動指示
- ・冷静に避難誘導を開始

校内放送

「児童生徒は先生の指示に従って直ちに運動場に避難してください。階段とスロープを使って避難してください」

停電の場合、拡声器等を使用して周知

避難・安否確認

迅速な避難と安否確認

一次避難場所：正面玄関

(全教職員)

- ・避難場所へ誘導
- ・避難前に人員の確認
- ・児童生徒及び職員の安否確認
- ・次の決定が下るまで、児童生徒の不安を緩和できるように落ち着いて声をかける

- ・地震の場合、本部は避難先に移動

災害対策本部

- ①災害対策本部：安否確認。情報収集。

・不在児童生徒の安否確認

- ・校外学習・修学旅行等参加生徒 → 学部主事並びに教頭
- ・実習等参加生徒 → 進路指導部
- ・欠席児童生徒 → 各担任

*担当は状況を本部に随時報告する。

- ①災害対策本部（学部掌握）：各学部主事は各学部の児童生徒の避難状況を把握し、本部へ報告。

- ③避難誘導保護班：避難経路上での誘導を行う。

- ⑤巡視・搜索班：校内で安否確認ができていない児童生徒の搜索にあたる。

- ⑥救護班：負傷者の確認とケガ人に対しての応急手当を行う。必要に応じて医療機関との連携を図る。AEDの搬出及び受け渡し。医療機器の搬出。

- ⑨避難所支援班：発電機の搬出。

*各班は状況を本部に随時報告する。

避難後の対応

①**災害対策本部**：各情報を総合的に判断し、二次避難実施の判断。授業打ち切り、保護者引き渡しについて決定を下す。一斉メール配信にて対応措置について保護者に連絡。県教委に報告。スクールバス運行中止・連絡。児童生徒対応指示。職員へ伝達。

③**避難誘導保護班**：一次避難場所から二次避難所までの移動を児童生徒に指示。引率誘導。（各担任）
④**消火・点検・復旧班**：施設の被害状況を確認。画像撮影及び危険箇所立ち入り禁止措置を行う。鎮火・被害状況を本部へ報告。

・児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声をかける。
・今後の日程について説明する。

- ・校舎内の安全が確保できた場合、児童生徒を校舎内に移動させ待機。（学部ごと、もしくは学年ごと）
- ・校舎内の安全が確保できない場合、二次避難場所に避難。（⇒九州大学病院別府病院）

授業打ち切り・引き渡し決定

（各担任・担当）

- ・保護者引き渡しによる下校 ⇒ 可能な場合は担任と共に教室まで荷物を取りに行き、保護者と共に下校。担任は保護者に引き渡し、各学部主事へ報告。各学部主事は本部へ報告。
- ・保護者の迎えが遅くなる、連絡が取れない場合 ⇒ 二次避難場所で保護者が迎えに来るまで担任と待機・保護。連絡が取れない場合は取り続ける。状況を各学部主事へ報告。各学部主事は本部へ報告。

* 保護者の迎えが遅くなる等、下校できない児童生徒がいる場合
⇒二次避難所にて待機・保護。

③**避難誘導保護班**：二次避難場所から引き渡し場所まで児童生徒を引率誘導。引き渡し（各担任）

①**災害対策本部（学部掌握）**：各学部主事は各学部の児童生徒の残留・引き渡し状況を把握し、本部へ報告

⑨**避難所支援班（進路指導部）**：本部指示により、残留児童生徒分の非常時個人持ち出し袋を搬出、配布。発電機の設置、発電。

⑨**避難所支援班（保健部）**：本部指示により、残留児童生徒分健康観察表配布。健康観察。シェルターの開錠、物品配布。

⑧**食糧班**：本部指示により、簡易食糧の準備、提供。

⑪**児童生徒引き渡し班（生徒指導部）**：本部⇄各班への連絡。引き渡し状況の報告。

⑪**児童生徒引き渡し班（特活部）**：保護者引き渡し受付場所・名簿設置。

⑪**児童生徒引き渡し班（研修部）**：引き渡しの進行管理、残留人数管理。

⑪**児童生徒引き渡し班（教育支援部）**：保護者駐車スペースの決定、誘導。通行整理。

保護者引き渡しの実施

校内放送

「先ほどの地震のためスクールバスの運行、及び単独での下校をとりやめ、保護者引き渡しによる下校を行います。児童生徒のみなさんは指示があるまでその場で待機しましょう」



停電の場合、拡声器等を使用して周知

- ・30分おきに引き渡し状況を災害対策本部に報告。（生徒指導部）
- ・「引き渡しカード」にて正規の引き渡し人かを確認、担任に連絡する。担任が受付まで児童生徒を連れてくる。
- ・引き渡しの際には、行き先（避難先）連絡先の確認を行う。

【待機児童生徒への対応】 待機場所：ランチルーム、多目的ホール、フリールーム

- ⑥救護班：必要な児童生徒に対して服薬の管理を担当と連携して行う。救護エリアあるいは保健室・ケアルーム
- ・各班業務に従事外の教職員は、児童生徒の健康管理等を行い、必要に応じて対応を講じる。
- 体調不良及びケガ → 救護班と連携して対応する。
- 心理的不安定（パニック等） → 別室対応または個人の持ち出し品（心の安定を図るグッズ）の活用。

発災当日に全児童生徒の引き渡し完了した場合

①災害対策本部：全児童生徒の引き渡しを確認。今後の対応、翌日以降の授業措置、学校再開に向けた対応等を検討・決定。決定事項を県教委、全職員、保護者、スクールバス運転手・添乗員に連絡、周知。

発災当日に全児童生徒の引き渡し完了しなかった場合

①災害対策本部を中心に⑥救護班、⑧食糧班、⑨避難所支援班、⑩情報・通信班、⑪児童生徒引き渡し班の6班で各班代表が残留し、残留児童生徒の保護・ケアにあたる。他は左記と同様。

*業務シフトを組み、職員の健康・体調・体力面、家庭事情に十分配慮する。

* 学校再開に向けては本計画P.25「16.学校再開に向けた対応について」を参照にし、業務を遂行する。

* 学校再開の目途が立った時点、あるいは学校が再開した時点で

災害対策本部解散

災害対策本部解散

①在校時 噴火警報発令時における対応の流れ

教職員の対応

児童生徒への指示

各班の動き

噴火警報レベル2

- ・ 情報収集、対応協議の開始

- ・ 通常の学校活動

噴火警報レベル3

災害対策本部設置

- ①災害対策本部：情報収集、対応協議
保護者連絡

- ・ 通常の学校活動もしくは緊急下校

噴火警報レベル4

- ①災害対策本部：情報収集、対応協議
避難放送、校内避難、保護者連絡

安全確保

(全教職員)

- ・ 室内避難経路の確保（ドアをあける）
- ・ 避難に備え、経路の確認
- ・ 避難準備（車いすを手動へ）
- ・ 安心させる声をかけ続ける

校内放送

「只今、噴火警報レベルが4に上がったとの発表がありました。児童生徒は次の放送があるまでその場で待機してください。職員は避難に備えてください。関係職員は本部に集合してください」



- ・ ヘルメット・頭巾で頭を守り、窓やガラスから離れる指示
- ・ 姿勢を低くする指示

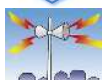
避難指示

(全教職員)

- ・ 避難経路の安全確保・確認
- ・ 一次避難行動指示
- ・ 冷静に避難誘導を開始

校内放送

「噴火による被害が発生する可能性が高まっています。児童生徒は先生の指示に従って調理事務室前廊下に避難してください」



一次避難場所：調理事務室前廊下

(全教職員)

- ・避難場所へ誘導
- ・避難前に人員の確認
- ・児童生徒及び職員の安否確認
- ・次の決定が下るまで、児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声をかける

・噴火の場合、本部は避難先に移動

災害対策本部

- ①災害対策本部：安否確認、情報収集
対応協議、保護者連絡

③避難誘導保護班：避難経路上での誘導を行う。

⑤巡視・搜索班：校内で安否確認ができていない児童生徒の搜索にあたる。

⑥救護班：負傷者の確認とケガ人に対しての応急手当を行う。必要に応じて医療機関との連携を図る。AEDの搬出及び受け渡し。医療機器の搬出。

⑨避難所支援班：発電機の設置。

①災害対策本部（学部掌握）：各学部主事は各学部の児童生徒の避難状況を把握し、本部へ報告。

*各班は状況を本部に随時報告する。

- ・噴火警報がすぐに引き下げられた場合 ⇒授業再開、通常下校。
- ・噴火警報が引き下げられないと判断した場合⇒授業打ち切り・保護者引き渡しによる緊急下校
- *保護者の迎えが遅くなる等、下校できない児童生徒がいる場合⇒一次避難所にて待機・保護。

避難後の対応

①災害対策本部：各情報を総合的に判断し、授業再開・通常下校または授業打ち切り、保護者引き渡しについて決定を下す。一斉メール配信にて対応措置について保護者に連絡。県教委に報告。スクールバス運行中止。児童生徒対応指示。

③避難誘導保護班：一次避難場所から各教室までの移動を児童生徒に指示。引率誘導。（各担任）

- ・児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声をかける。
- ・今後の日程について説明する。

授業再開
通常下校

- ・順次、各教室に戻り、授業を再開。

授業打ち切り・引き渡し決定

(各担任・担当)

- ・保護者引き渡しによる下校 ⇒ 可能な場合は担任と共に教室まで荷物を取りに行き、保護者と共に下校。担任は保護者に引き渡し、各学部主事へ報告。各学部主事は本部へ報告。
- ・保護者の迎えが遅くなる、連絡が取れない場合 ⇒ 一次避難場所で保護者が迎えに来るまで担任と待機・保護。連絡が取れない場合は取り続ける。状況を各学部主事へ報告。各学部主事は本部へ報告。

③避難誘導保護班：一次避難場所から各教室までの移動を児童生徒に指示。引率誘導。(各担任)

①災害対策本部(学部掌握)：各学部主事は各学部の児童生徒の残留・引き渡し状況を把握し、本部へ報告

⑨避難所支援班(進路指導部)：本部指示により、残留児童生徒分の非常時個人持ち出し袋を搬出、配布。発電機の設置、発電。

⑨避難所支援班(保健部)：本部指示により、残留児童生徒分健康観察表配布。健康観察。シェルターの開錠、物品配布。

⑧食糧班：本部指示により、簡易食糧の準備、提供。

⑪児童生徒引き渡し班(生徒指導部)：本部⇄各班への連絡。引き渡し状況の報告。

⑪児童生徒引き渡し班(特活部)：保護者引き渡し受付場所・名簿設置。

⑪児童生徒引き渡し班(研修部)：引き渡しの進行管理、残留人数管理。

⑪児童生徒引き渡し班(教育支援部)：保護者駐車スペースの決定、誘導。通行整理。

①災害対策本部：全児童生徒の下校を確認。今後の対応・翌日以降の授業措置等を検討・決定。決定事項を県教委、全職員、保護者、スクールバス運転手・添乗員に連絡、周知。

災害対策本部解散

②校外時（校外学習・社会見学・現場実習・修学旅行） 地震発生時における対応の流れ

引率教職員の対応

児童生徒への指示等

地震発生！！

安全確保

（全引率教職員）

- ・避難経路の確保（ドアをあける）
- ・火災等の二次災害の防止
- ・安心させる声をかけ続ける

- ・頭部保護の指示
- ・物が「落ちてこない」「移動してこない」「倒れてこない」場所に移動する指示

- ・縦の強い揺れ
- ・長時間の揺れへの注意

揺れがおさまる

（全引率教職員）

- ・避難経路の安全確認及び避難行動指示
- ・冷静に避難誘導を開始

児童生徒の不安を緩和するように落ちついて声をかける

- ・交通機関利用時は、乗務員の指示、放送による指示、誘導に従う
- ・見学施設利用時は、施設係員の指示及び誘導に従う
- ・宿泊施設利用時は、施設係員の指示及び誘導に従う
- ・現場実習時は、職員・従業員の指示及び誘導に従う
- ・強い揺れ、長時間の揺れを感じた時には、津波を想定し、津波警報の発表を待たずにすぐに高台、ビル等の高所へ避難を行う（沿岸部にいる場合）

避難・安否確認

迅速な避難と安否確認

（全引率教職員）

- ・避難場所へ誘導（実施要項段階で確認しておく）
- ・避難前に人員の確認（避難途中での行方不明の防止）
- ・避難後に児童生徒及び教員の安否（人員）確認
- ・負傷者がいる場合、応急手当を施す

（引率責任者）

- ・必要に応じて地元公的機関への救護要請を行う

児童生徒の不安を緩和するように落ちついて声をかける

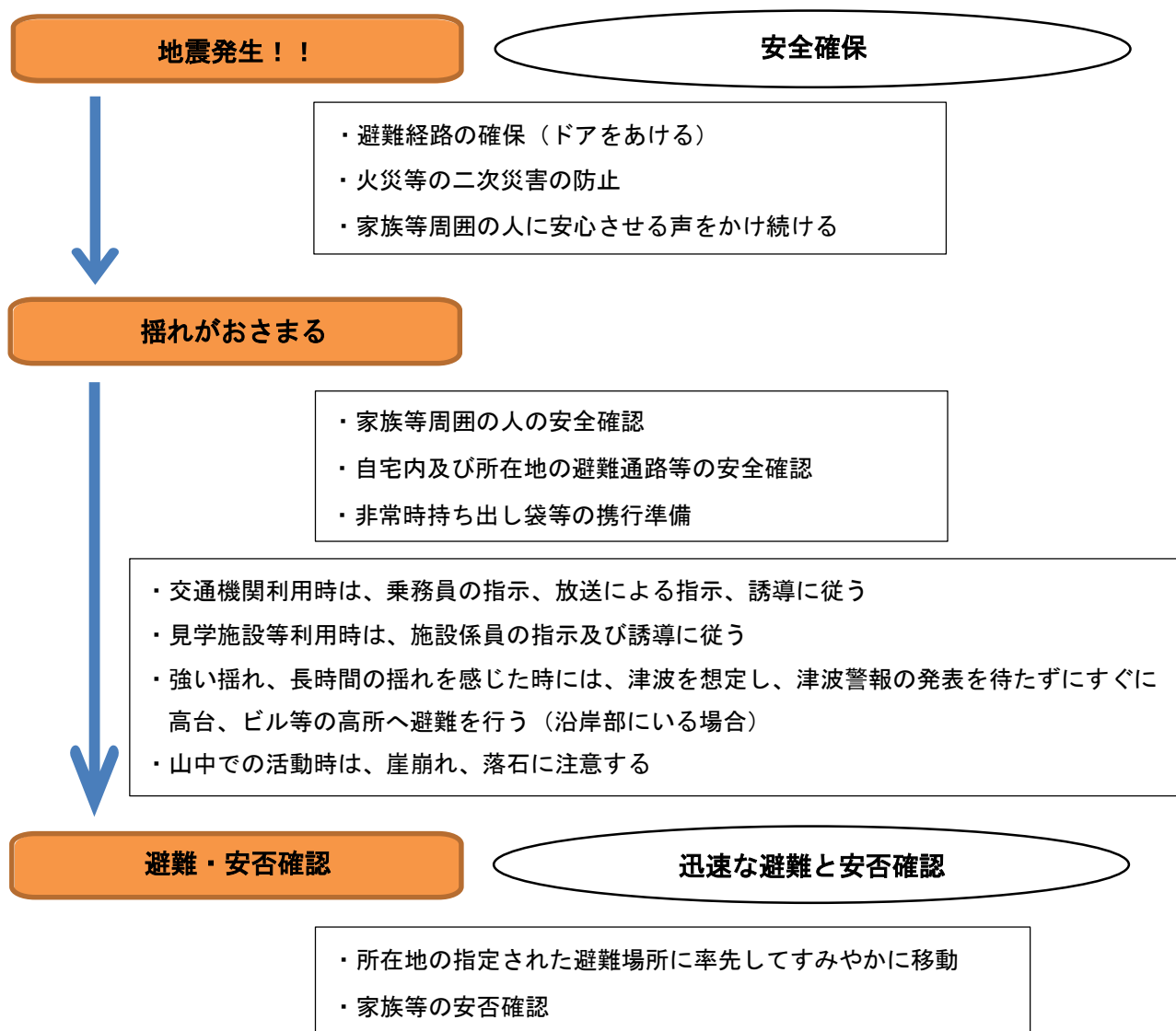
避難後の対応

（引率責任者）

- ・避難後、状況を学校に連絡する（携帯電話・メールにて）
（児童生徒及び教職員の安否確認、避難場所等を伝える）
- ・災害対策本部と協議の上、現在地での待機・切り上げての帰校等の判断を行う
- ・第一副本部長（教頭）は一斉メール配信システム等を通じて決定内容等を保護者に周知する

次の決定が下るまで、児童生徒の不安を緩和するように落ちついて声をかける

③休日及び夜間 地震発生時における対応の流れ



学校への参集

○**参集基準**（「大分県災害対策本部 児童・生徒対策部初動対応マニュアル」より）

所在する市町村に次の災害等が発生した場合、管理職員と情報収集等に必要な職員（以下「管理職員等」という。）は次により参集又は待機する。

地震	津波	参集内容
震度 4	注意報	
震度 5 弱	警報	
震度 5 強	大津波警報	管理職員等は連絡の取れる態勢へ
震度 6 弱		管理職員等は直ちに参集 (休日、夜間を問わない)

※「情報収集等に必要な職員」とは、発災直後の児童生徒、職員の安否確認や施設等の被害状況の確認を行うため、あらかじめ校長が指定する者をいう。（指定する人数は、学校の規模や職員の居住地等を踏まえて学校毎に定める。）

○参集場所
大分県立別府支援学校

○管理職員等

災害対策本部設置

管理職		
	第 1 参集者	第 2 参集者
小学部		
中学部		
高等部		
生徒指導部		
寄宿舎		
事務室		

- ・ 発災直後の全児童生徒、全教職員の安否確認
- ・ 施設等の被害状況の確認と情報収集
- ・ 第一副本部長は、被災状況及び今後の対応について、一斉メール配信システム等を通じて校外に周知する。

④校内外における教職員の指示と行動

各場面		教職員の指示と行動
登下校中		・学校にいる教職員は、校内、学校付近にいる可能性がある通学生徒の安否を確認する。 ・安否確認後、学校で保護している旨を保護者に連絡する。
授業時間中	H R 教室	・窓ガラス飛散の危険防止のため窓から離れること、及び落下物等の危険防止のためヘルメット等で頭を守ること、机の下へ速やかに待避することを指示する。 ・心の安定を図る言葉をかけて、児童生徒の掌握につとめる。 ・揺れが収束し、本部から避難指示が出た場合は、速やかに避難場所に誘導する。
	特別教室	・周囲の状況が、普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示などの言葉は大きく、わかりやすくする。火気使用中は速やかに火を消す。 ・揺れが収束し、本部から避難指示が出た場合は、速やかに避難場所に誘導する。
	体育館	・器具類から速やかに離れるよう指示する。 ・揺れが収束し、本部から避難指示が出た場合は、速やかに避難場所に誘導する。
	校庭	・建物、器具類から速やかに離れ、中央部に集合するよう指示する。
休憩時間中		・トイレ等H R教室以外にいる児童生徒の掌握に留意し、確実に避難場所まで誘導する。
校外学習 社会見学 職場体験 修学旅行		・建物、地理等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえ、従業員・係員の指示にも従いつつ、避難方法について指示・誘導し、児童生徒の安全を確保する。 ・避難後、児童生徒及び引率教員の安否確認の連絡を学校（災害対策本部）に行う。 ・実施要項作成段階で、必ず避難場所を設定確認しておく。河川及び沿岸地域が行き先の場合は、津波に対する避難場所も設定する。事前打ち合わせにおいて、引率教員全員で必ず確認する。
スクールバス		・車内の安全を確保するとともに、二次災害を考慮して安全な場所へ避難する。 ・スクールバスの所在（避難場所）、児童生徒の乗降車状況、乗車児童生徒の様子等を学校（災害対策本部）に連絡する。 ・場合によっては避難場所に教職員を急行させる。

5. 学校における優先業務について

直接生活介助	最優先
食事・補水・排泄など日常動作活動の維持	児童生徒の生命・生活の維持に不可欠であり、最優先で実施する。 被災3日間の短期間に限っては、簡素化して実施できる内容も考慮する。 ・食事・補水は通常通り実施する。 ・排泄介助は一人ひとりの状況を見て、個別の対応となる。状況に応じては、おむつ着用等の簡易対応も視野に入れる。 ・アルコール消毒、ウェットティッシュを使用して清潔保持に努める。
間接生活介助（給食等）	最優先
食事提供	・アレルギー食が必要な場合は準備する。（家庭との連携） ・ライフライン停止時は、備蓄食料を提供する。 ・暖かい食事を提供するために、カセットコンロ、ボンベを備蓄する。 ・備蓄食を準備する。（目安として3日分）
間接生活介助（健康管理等）	最優先
栄養管理 健康管理 相談・助言等	児童生徒の生命・生活の維持にとって重要であり、最優先で実施する。 ・栄養管理、相談・助言について、児童生徒の状況に応じて対応する。 ・体温測定など平時から対応が必要な児童生徒は継続して実施する。

医療関連行為	最優先
与薬 診察	児童生徒の生命・生活の維持に不可欠であり、最優先で実施する。 ・薬は学校保管の他に、非常時個人持ち出し袋による保管を行う。学校保管分の与薬は与薬実施マニュアルによる保管対応、非常時個人持ち出し袋による保管分の与薬は服薬方法など配慮する点を明記したものによる保管対応を家庭と連携して行う。 ・学校医または近隣医療機関（別府発達医療センター）への協力の確保。 ・簡単な処置等できる内容の業務については教職員が対応し、養護教諭の負担を軽減する。

衛生管理に関する業務	優先
感染症対策	児童生徒・教職員の生活の維持に重要であり、優先して実施する。 ・ライフラインの停止により十分な清掃等ができなくなることが予想される。 ・手洗い、うがいの徹底。アルコール消毒による手指の消毒等を行う。 ・各スペースの換気等を徹底する。

心理的安定に関する業務	優先
心のケア プライバシーへの配慮	・児童生徒の生活を維持するために重要であり、あらゆる機会を通じて対応する。 ・災害時であっても、プライバシーには可能な限り対応する。スペースの確保、段ボール間仕切りなどの活用。

間接生活介助（清潔保持）	休止及び優先
学校内清掃（休止）	・被災後３日間の短期間では、原則休止する。ただし、嘔吐等で衣類、床が汚れた場合は個別に対応。
廃棄物処理（優先）	・原則、通常通り行うが、業者回収が見込めないため保管場所を設定する必要がある。

教育活動	中止
授業	・災害発生直後は、児童生徒の安全確保を最優先とし中止する。 ・授業の再開は、原則避難所が閉鎖されてからとするが、授業に使用する校内施設の確保が可能になり次第再開する。

6. 災害時対策用備蓄品の保管場所

令和7年（2025年）10月現在 ※期限切れのものは順次交換予定

品 名	用 途	保管場所	個数・分量
さすまた	対不審者用	職員室・寄宿舍・小学部棟	3
発電機（インバータ式）	非常時用	寄宿舍棟玄関	1
ガソリン・オイル（携行缶）	非常時用	プール棟ボイラー室	1
手回し携帯ラジオ	非常時用	本部ボックス内	1
拡声器	常用・非常時用	職員室・校長室・各学部棟	4
折畳み椅子型担架	非常時用	シェルター内棚	1
AED	非常時用	小学部棟、ランチルーム横、正	3台
吸引器等電源用シガーライター	非常時用	医ケアルーム	2セット
マスク	非常時用	シェルター内棚①	570枚
生活用水 500 ml	非常時用	シェルター内棚①	25本
卓上ガスコンロ	非常時用	シェルター内棚①	4台
卓上ガスコンロボンベ	非常時用	シェルター内棚①	15本
ビニールシート	非常時用	シェルター内棚①	1枚
作業用ゴム手袋	非常時用	シェルター内棚①	20組
ろうそく	非常時用	シェルター内棚①	1箱
飲料用水 2ℓ	非常時用	シェルター内棚④	120本
生活用水 2ℓ	非常時用	シェルター内棚①②	6本×
紙コップ	非常時用	シェルター内棚①	480個
白ご飯	非常時用	シェルター内棚②	25食
五目ごはん	非常時用	シェルター内棚②	25食
わかめごはん	非常時用	シェルター内棚②	25食

ドライカレー	非常時用	シェルター内棚②	25食
えびピラフ	非常時用	シェルター内棚②	25食
アクアサニター	非常時用	シェルター内棚②③	20箱
アルミブランケット	非常時用	シェルター内棚③	25枚
ウェットティッシュ	非常時用	シェルター内棚③	24セット
簡易トイレ凝固剤	非常時用	シェルター内棚③	550個
毛布	非常時用	シェルター内棚⑤	12枚
トイレセット	福祉避難所用	シェルター内棚⑤	1セット
トイレ真空パック	福祉避難所用	シェルター内棚⑤	50セット
簡易間仕切り	福祉避難所用	寄宿舍棟1階階段下倉庫	20セット
段ボールベッド	福祉避難所用	寄宿舍棟1階階段下倉庫	20セット

7. 災害等発生直後における意思決定について

I. 意思決定の手順

- ・ 管理職が不在で連絡が取れない場合の対応事項は以下の「II」に示す。
 - * 連絡が取れる場合は、指示を仰ぎながら対応する。
- ・ 在校している職員の内、以下の意思決定者順位で最上位の者が判断する。
- ・ 判断した内容、判断した者の氏名（協議者の氏名）、判断した日時について記録に残す。
- ・ 事後、すみやかに管理職に連絡し、承諾を得る。
- ・ 二次災害を防止し、児童生徒・教職員の安全を確保することをもって判断する。

意思決定者順位

①学校長 ②統括事務長 ③教頭 ④⑤⑥各学部主事 ⑦防災コーディネーター

II. 対応すべき事項

- ・ 校内での避難誘導、生徒の保護、その他の緊急避難措置
- ・ 学校敷地外への緊急避難（二次避難場所：九州大学病院別府病院）
- ・ 関係機関への連絡・報告・通報・応援要請等
- ・ 授業の打ち切り、下校準備、緊急下校の実施
- ・ スクールバスの運行に関する判断（中断もしくは中止）
- ・ 保護者引き取りの実施
- ・ 安否確認（児童生徒、教職員）、帰宅確認などの連絡実施
- ・ 校外活動時の対応指示（その場での待機、付近の避難場所への避難、帰校、解散）
- ・ 教職員の服務に関する事項
- ・ 生徒の引率、救援、教員派遣、バス添乗等
- ・ 緊急避難措置（勤務時間内の退勤、勤務時間外の学校残留等）
- ・ 避難所運營業務、その他の災害対応業務の実施

8. 災害等発生時における措置について

I. 児童生徒在校時の措置

- （ア）災害等の状況を校内報知により教職員が把握するとともに、児童生徒に周知させ、児童生徒全員を掌握する。
- （イ）状況に応じて授業を中止し、避難誘導の措置を迅速かつ的確に行う。
- （ウ）避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し誘導する。通常の避難経路が進めない場合に備え、別ルートを検討しておく。
- （エ）風水害により、交通機関が途絶え、スクールバスの運行も不可能になった場合は、保護者が迎えに来るまで児童生徒を保護する。
- （オ）別府市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、スクールバスの運行を中止とする。保護者が迎えに来るまで児童生徒を保護する。
- （カ）避難及び下校に際しては、必要に応じ第一副本部長（教頭）が警察署・消防署等の公的関係機関に連絡し、協力を求める。

II. 児童生徒登校前の措置

- （ア）台風襲来などが前日に予想されるとき、本部長は状況に応じ、生徒下校時に翌日の登校について適切な指示を与える。また、状況に応じ教育委員会が報道機関を通じて指示することがあるので、午前6時または7時のニュースには特に注意する。場合によっては一斉メール配信システムを通じて各家庭へ連絡する。
- （イ）別府市で震度6弱の地震が発生した場合は、スクールバスの運行を中止し臨時休業とする。午前7時以降、登校前に発生した場合は、自宅での待機とする。また、一斉メール配信システムを通じて各家庭へ連絡する。
- （ウ）その他の場合は、必要に応じて一斉メール配信システム及び直接電話を通じて各家庭へ連絡する。

9. 学校からの情報発信について

災害等発生時における学校からの情報発信の方法として以下の手段を講じる。

- I. 一斉メール配信システム「39メール」 登録者のみへの配信
(災害時、電話回線の制限により使用できない可能性が大きい)
- II. 学校ホームページの随時更新による情報発信
- III. NTT災害伝言ダイヤルによる連絡 電話番号 171 (28ページ参照)

10. 児童生徒の引き渡しについて

震度5弱以上の地震が発生した場合は、スクールバスの運行が中止となり、保護者の迎えによる下校（児童生徒引き渡し）となる。その際の引き渡しについて、以下のように進める。

- I. 児童生徒引き渡し受付を設置し（事務室前玄関あたり）、「児童生徒引き渡し班（特活部）」が対応する。
- II. 家庭保管用の「児童生徒緊急時引き渡しカード」(21ページ参照)と学校保管用の児童生徒緊急時引き渡しカードを照合し、正規の引き取り人であることを確認する。
- III. カードを持参しなかった場合やカードに記載されていない代理人が来校された場合は、免許証の提示や児童生徒に聞く等の方法で確認する。 *確認が取れない場合は、引き渡すことはできない。

11. 自主単独通学生徒の対応について

- I. 自宅に近い場合は、自宅に引き返す。
 - ・帰宅後、学校に連絡をする。
 - ・保護者が留守の場合は、学校からの指示に従う。
- II. 学校に近い場合は、学校に行く。
- III. 中間あたりにいる場合
 - ・生徒本人が保護者または学校に連絡を入れる。
 - ・現在位置によって帰宅か下校か判断する。
- IV. 連絡することが難しい場合
 - ・駅事務所、乗務員、コンビニ等、及び近くの公共施設に行って支援を求め、学校に連絡してもらう。
 - ・その後の行動が困難な場合は、教員の応援が来るまでその場で待つ。

12. 投薬及び非常時個人持ち出し袋について

- I. 投薬が必要な児童生徒は、**投薬の内容・時間・量・方法に関するメモ等を各自の非常時個人持ち出し袋で保管する。**緊急時使用薬剤については保健室、舎生については寄宿舎に保管する。
- II. 投薬の内容・時間・量・方法が変更になった時は、保護者に個人持ち出し袋の中に保管しているメモ等を差し替え、あるいは書き換えてもらう。
- III. **衣類（下着一式含む）、紙おむつ（必要な場合）、生理用品（必要な場合）等の個人で必要な物は、非常時個人持ち出し袋にまとめ、指定された場所か各教室に保管する。**また、3日分の非常食と保存用水（飲料）も合わせて入れてもらう。心の安定を図るためのお気に入りのグッズ等も一緒に入れておくことも可。学期末ごとに持ち帰り、中身の入れ替えを行ってもらう

13. 避難所開設について

本校は、別府市と福祉避難所の協定を締結している。災害時には要援護者の緊急受け入れが想定される。本校児童生徒、教職員が帰宅困難な場合は避難所としての機能を発揮させる必要がある。また、近隣住民が避難を求めてくることも想定できる。よって、以下の要領で避難所を設置する。

使用場所	本校体育館（本校児童生徒、職員及び近隣の被災者）、転用教室・特別教室等
使用目的	本校児童生徒、教職員及び被災者の避難場所、負傷者・病人の応急処置、要援護者の教護
配慮事項	傷病者等配慮を要する避難者に対しては保健室、医ケアルーム及び小学部プレイルームを使用

使用エリアの割振り

【避難所：本校児童生徒、教職員、近隣住民】

- ・管理区域 校長室（災害対策本部）、職員室、事務室
- ・救護区域 保健室・傷病者等配慮を要する避難者
医ケアルーム
- ・居住区域 体育館、フリールーム、多目的ホール等
- ・使用トイレ 小学部トイレ
- ・ごみ捨て場 運動場等

【福祉避難所：要援護者（収容人数20名）】

- ・管理区域 校長室（災害対策本部）、職員室、事務室
- ・救護区域 保健室・傷病者等配慮を要する避難者
小学部プレイルーム・・・感染症
- ・居住区域 特別教室、転用教室、第2ランチルーム
- ・使用トイレ 寄宿舍棟トイレ等
- ・ごみ捨て場 運動場等

14. 災害等対応時校内配置図

避難所、福祉避難所対応時 校舎配置図



15. 災害時持ち出し品リスト

	対策本部準備品	用途		対策本部準備品	用途
①	職員・児童生徒安否確認表	安否確認用	⑦	スクールバス路線図	乗降車状態把握用
①	引き渡し確認用名簿	児童生徒引き渡し用	⑧	児童生徒登下校便利利用一覧	乗降車状態把握用
②	保護者連絡用名簿	児童生徒引き渡し用	⑨	校舎平面図	状況把握・整理用
④	職員連絡網	職員との連絡用	⑩	ホワイトボード、マーカー	状況把握・整理・記録用
⑤	関係機関連絡先名簿	各機関との連携用	⑪	ハンドマイク、トランシーバー	連絡・通信用
⑥	情報配信（収集）一覧	情報収集用	⑫	発電式ラジオ	情報収集用

16. 学校再開に向けた対応について

災害後の学校再開に向けた対応として、以下の項目が想定される。

児童生徒・教職員の被害状況の確認

- ・児童生徒の安否確認と所在住所の確認
- ・教職員の安否確認



- ・できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童生徒等の被害状況を確認する。
- ・訪問活動の中で学校区域内の被害状況を確認する。

学校施設・設備等の点検

- ・校舎建物の点検と補修
- ・ライフライン（水道・電気・ガス等）の復旧状況
- ・危険箇所の立ち入り禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検（特別教室等）
- ・仮設校舎の建設要請の有無
- ・校舎内外の清掃・消毒



- ・災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、大分県教育委員会の点検・指示を受けて決定する。
- ・ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
- ・特別教室等の危険薬品・設備等を確認する。
- ・校舎内の清掃・消毒を実施する。

通学方法の確認と通学路の安全点検

- ・危険箇所の点検
- ・公共交通機関の運行状況の確認
- ・スクールバス運行経路の安全確認



- ・通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
- ・公共交通機関の再開の目途を確認する。
- ・スクールバス運行経路の安全確認及び運行の可否の検討をする。

教育環境の整備

- ・授業形態の工夫と教職員の配備
- ・教材・学用品等の損失状況の確認と発注
- ・支援物資の取りまとめ（教育委員会との連携）
- ・心のケア（スクールカウンセラーとの連携）
- ・マスコミ、外部ボランティア団体等の対応



- ・当面の授業形態（午前授業、短縮授業等）と学習プログラムを検討する。
- ・教材、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教材等の確保に努める。
- ・スクールカウンセラー等の派遣を要請し、心のケア対策を講じる。
- ・マスコミ対応等は管理職が窓口となり対応する。

避難所との共存

- ・避難所運営組織と協議
- ・立ち入り制限区域の明示



- ・学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立ち入り制限区域を明示することや、互いの生活のルールを確認する。

給食業務の再開

- ・給食調理室の施設、設備の安全点検
- ・大分県教育委員会、食材委託業者との調整



- ・学校給食業務が早期に再開できるように、関係機関と連携を図る。（簡易給食の手配、栄養のバランス等）

17. 資料編

緊急時引き渡しカードと運用方法

図1. カードの小型化（例）

表面

裏面

 大分県立別府支援学校 緊急時引き渡しカード 引渡し番号：220000 ※引き渡し場所の受付で番号をお伝えください。	・学校を含む地域が震度5弱以上のとき原則保護者が引き取りに来るまで児童生徒は学校で待機となります。 ・引き渡しの場所は学校一斉メールでお伝えします。 ・保護者ご自身の安全を最優先に来校をお願い致します。
--	---

※表面の上部に小学部（黄色）、中学部（緑）、高等部（青）の帯がついている。

図2. 引き渡し番号の照会例（引き渡し番号を入力し、PC画面上に表示された画面による照会）

引渡し番号	引き取り者氏名	住所	電話番号	携帯電話
220000	1 別府 太郎	大分県別府市大字鶴見4224	0977-24-0108	090-****-*****
	2 別府 花子	大分県別府市荘園	0977-24-****	080-****-*****
	3			
	4			
	5			

図3. 引き渡し番号の紙面による照会例（引き渡し番号と生徒情報を合わせた一覧表による照会）

引き渡し番号	児童生徒氏名	引き取り人1	住所	電話番号	携帯電話
220000	別府 太郎	別府 花子	大分県別府市～	0977-24 - **	090-*****-*****

}

※1 児童生徒一人一人に6桁の個別の引き渡し番号を割り振り、震災時の引き渡し受付場所で図2または図3のような紙あるいはPCによる形式で番号と生徒情報（引き取り人、住所、電話番号等）を照会する。

※2 カードの使用期間について在校生は年度途中での配布となるが、来年度以降は各学部入学時に配布し、卒業時まで使用する。（小学部は6年間、中学部と高等部は3年間同じ番号、カードを使用する。）

③ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

災害伝言ダイヤルは、被災エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否確認などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用することができます。

I. エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達エリアを都道府県単位で知らされます。

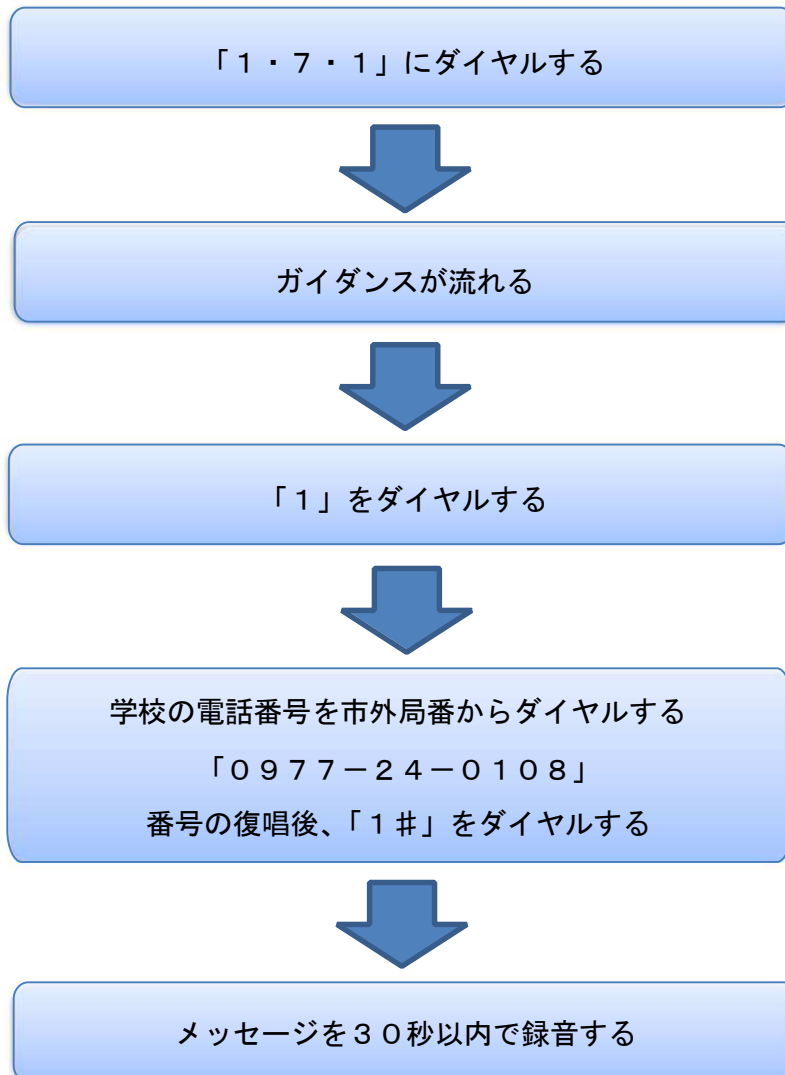
II. 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯やPHSから利用できます。

録音時間：1伝言あたり、30秒以内保
存期間：録音時から48時間
伝言の蓄積数：1番号あたり最大10件

a. 伝言の登録方法

(学校側)

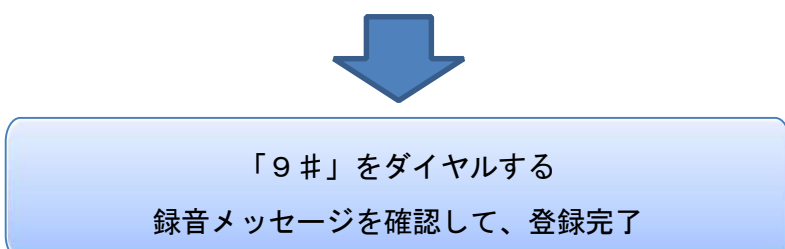


【登録するメッセージ例】

「校内にいる児童生徒、及び教職員は全員無事です。」

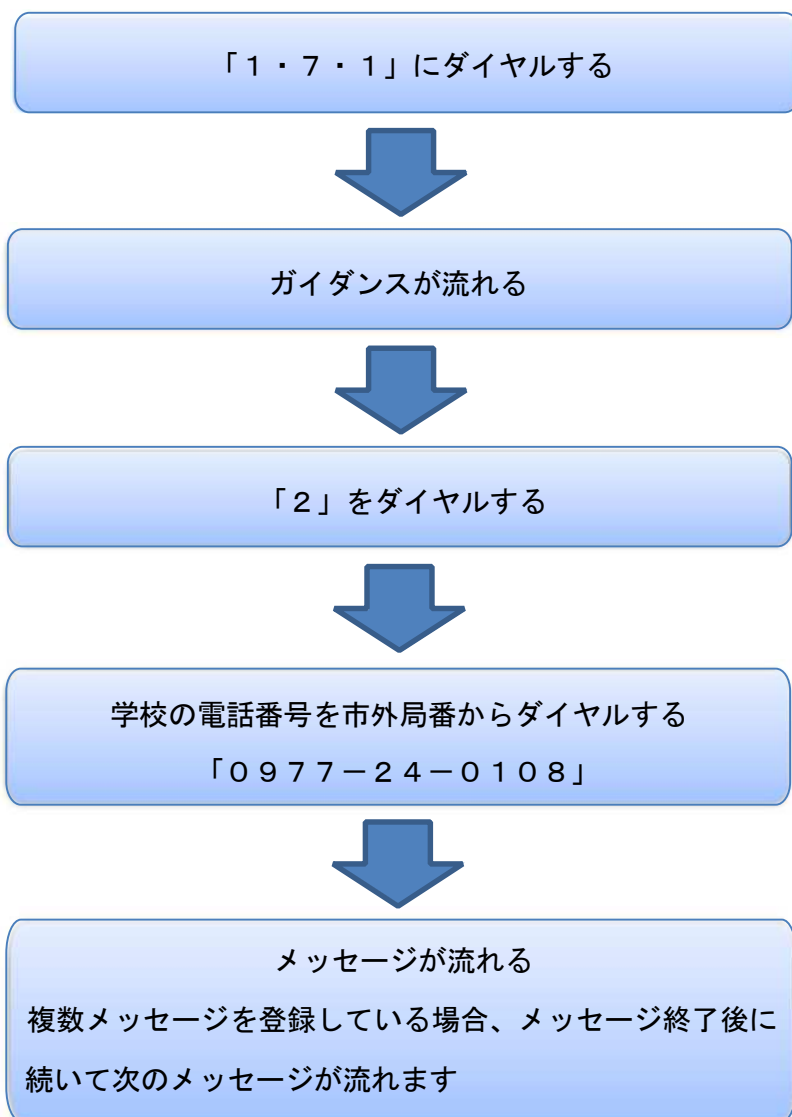
「スクールバスの運行を中止し、引き渡しによる下校を行います。学校へのお迎えをお願いします。」

「校外学習中の児童生徒の無事が確認されました。」 など



b. 伝言の再生方法

(保護者側)

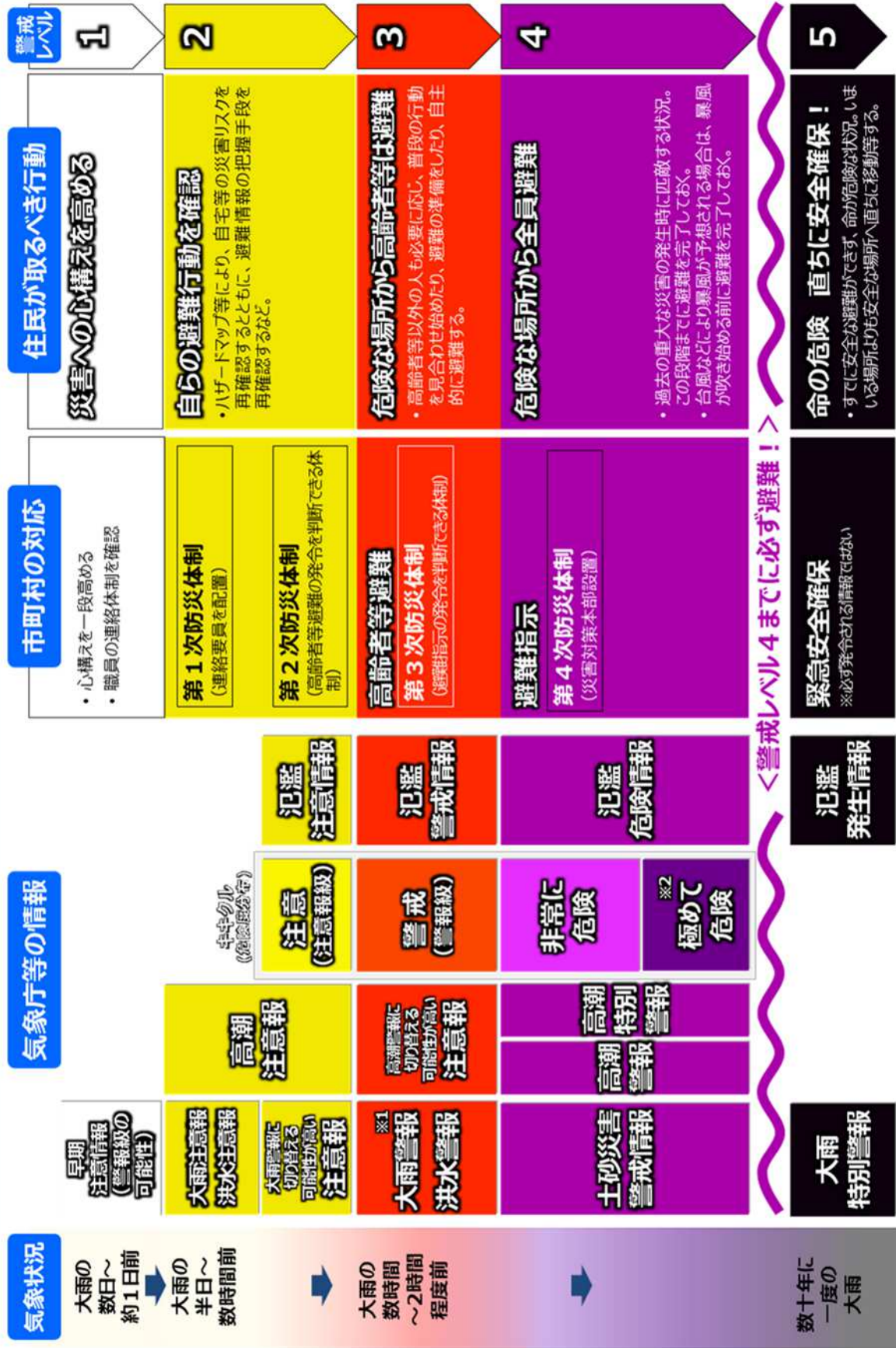


④ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
- 大雨特別警報 - 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
- 土砂災害警戒情報 - 危険度分布「非常に危険」(うす紫) - 氾濫危険情報 - 高潮特別警報 - 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
- 大雨警報(土砂災害) ※1 - 洪水警報 - 危険度分布「警戒」(赤) - 氾濫警戒情報 - 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2)	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
- 危険度分布「注意」(黄) - 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
- 大雨注意報 - 洪水注意報 - 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報(警報級の可能性) 注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

(気象庁ホームページ<知識・解説>より)

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその活用



※1 夜間～翌日早期に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意情報、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫) が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

⑥ 気象庁より発表される地震に関する警報・注意報等について

情報の種類		発表条件・基準	内 容
緊急地震速報（警報）		地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想された場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度５弱以上）が予想される地域及び震度４が予想される地域名（全国を約２００地域に分割）
震度速報		震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
地震情報	震源に関する情報	震度３以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（気象庁ホームページ＜知識・解説＞より）

⑦ 気象庁より発表される津波に関する警報・注意報等について

津波警報・津波注意報 (下記※参照)		地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。 ※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報・津波注意報を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

（気象庁ホームページ〈知識・解説〉より）

※ 津波警報・注意報について

津波警報・津波注意報	発表基準	発表される津波の高さ	
	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超、10m、5m	巨大
	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m	高い
	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m	(表記しない)
	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。		

（気象庁ホームページ〈知識・解説〉より）

⑧ 気象庁より発表される噴火に関する警報・予報について（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種類	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態と予測される。	危険な居住地域から の避難等が必要（状 況に応じて対象地域 や方法等を判断）。
			レベル 4 (避難準備)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す る可能性が高まってき てしていると予想され る。	警戒が必要な居住地域 での避難の準備、要配 慮者の避難等が必要 （状況に応じて対象地 域を判断）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす（こ の範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ） 噴火が発生、あるいは 発生すると予想され る。	通常の生活（今後の火 山活動の推移に注意。 入山規制）。状況に応 じて要配慮者の避難準 備等。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼ す（この範囲に入った 場合には生命に危険が 及ぶ）噴火が発生、あ るいは発生すると予想 される。	通常の生活
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山 活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出 等が見られる（この範 囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）。	通常の生活

（気象庁ホームページ<知識・解説>より）

⑨ 防災減災チェックリスト

教室編	項 目	チェック
①	ロッカーを固定するなど転倒防止をしていますか	
②	ロッカーなどの上に物（特に重量物）を置いていませんか	
③	ガラスにひびは入っていませんか。また飛散防止フィルムを貼っていますか	
④	教室の中の安全な場所はどこか確認していますか	
⑤	避難経路に物を置いていませんか	
⑥	消火器・消火栓、AEDの配置場所を確認していますか	
全般編	項 目	チェック
①	校内での災害時における自分の動きを確認していますか	
②	消火器・消火栓、AEDの操作法、心肺蘇生法について習熟していますか	
③	学校保管の個人持ち出し品（備蓄品）の準備はしていますか	
④	自宅付近の避難場所、避難経路を確認していますか	
⑤	自宅保管の災害備蓄品の準備をしていますか	
⑥	ご家族等で集合場所などの約束ごと等について話し合いをしていますか	